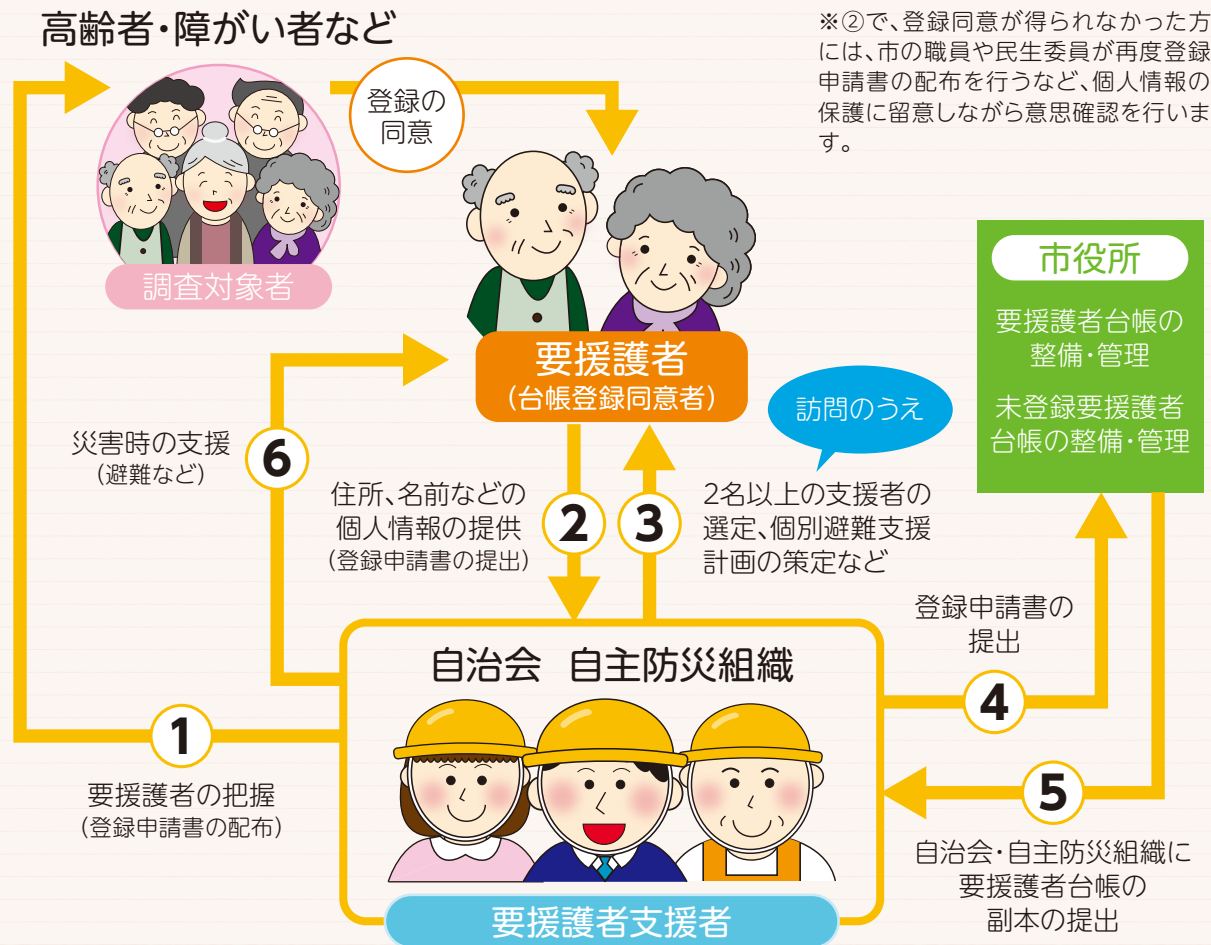


災害時要援護者支援計画のしくみ



- ①自治会が自主防災組織で担当地区のすべての世帯に「要援護者登録申請書」の配布
- ②高齢や障がいなどにより支援が必要な方は、計画に同意のうえ、登録申請書を提出
- ③自治会などで、災害時の支援者の指定、自宅から避難場所までの地図や必要な支援の内容などを記入した「個別避難支援計画」を作成
- ④市に登録申請書を提出し、市では要援護者台帳に登録
※要援護者台帳は、災害時に安全な避難が行えるよう、緊急連絡先、必要な保健・医療・福祉のサービス、支援者などの情報を登録するものです
- ⑤要援護者台帳の副本などにより情報を共有
※災害が発生したときは、「未登録要援護者」情報を自治会などに提供します
- ⑥災害が発生したときには、自治会などが個別避難支援

すべての要援護者の 情報提供も

平成25年6月に東日本大震災の教訓を生かすため「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が公布され一部を除き施行されました。この改正により、

①災害発生時に自ら避難することが困難で支援を要する方を「避難行動要支援者」とし、

②これらの方々の名簿作成を市町村に義務付け、

③本人の同意を前提とし、関係機関に名簿の事前配布を行うこと、

④災害発生時には、同意に関わらず名簿情報を外部提供できることとされました。

市では、法改正による避難行動要支援者名簿の作成や提供について、今後、国から示される「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」などの情報を確認し、災害時要援護者支援計画のこれまでの取り組みの成果を生かしながら、より実効性のある計画となるよう進めていきます。